

モバイル市場の公正競争促進に関する検討会（第6回）

1 日時 平成30年4月20日（金） 15:00～16:00

2 場所 総務省 省議室（7階）

3 出席者

○構成員

新美座長、相田座長代理、大谷構成員、北構成員

○総務省

坂井総務副大臣、小林総務大臣政務官、鈴木総務審議官、渡辺総合通信基盤局長、古市電気通信事業部長、小笠原総合通信基盤局総務課長、竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、徳光消費者行政第一課長、近藤電波環境課長、松井事業政策課市場評価企画官、大塚料金サービス課企画官、川野料金サービス課課長補佐、横澤田料金サービス課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 報告書(案)について

(3) 閉会

【新美座長】 定刻となりましたので、ただいまから、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会第6回会合を開催いたします。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、会議終了前にカメラ撮りの時間を設けますので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。

それでは早速、議事に入りたいと存じます。

前回議論した論点整理を踏まえまして、報告書（案）を事務局に用意していただいております。これにつきましては各構成員に事前に事務局からご説明申し上げ、そこでいただいた指摘事項についても反映させていると伺っております。本日は、事務局からこれについてご説明をいただいた後、意見交換をしてみたいと存じます。

それでは、報告書（案）につきまして、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

【大塚料金サービス課企画官】 それでは、事務局から説明させていただきます。お手元、「資料」と記載のある報告書（案）をご覧ください。

まず1ページ、「はじめに」ですが、冒頭に記載がありますとおり、MVNO、中古端末事業者、消費者団体、販売代理店、MNO等々の皆様方からご協力いただきまして、ヒアリング、アンケート調査を実施いたしました。このような内容を踏まえまして議論を行った結果、通信料金の適正化、それからサービスの改善に向けて、1、ネットワーク提供条件の同等性確保、2、中古端末の国内流通促進、3、利用者の自由なサービス・端末選択の促進の3つの柱を通じて、モバイル市場の公正競争の更なる促進を図るために、措置、それからさらなる検討が必要な事項を取りまとめた旨記載されております。

それでは、以下、3つの柱を順番に説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。第1章、1つ目の柱、ネットワーク提供条件の同等性確保でございます。

冒頭にありますとおり、ネットワークを持たないMVNOにも、ネットワークを持つMNOと同様にネットワークへのアクセスを可能とし、互いに利用者に対するサービスの提供条件を競い合うことができるようにすることが重要と記載しております。また、MNOとMVNOとの競争に加えまして、MNOグループ企業としてMVNOが登場している中、そのようなMVNOを含めたMVNO同士の競争条件の同等性についても問題提起がなされているということを記載しております。これらを受けまして、MNOのネットワークの提供条件について議論を行ったとまとめております。

具体的な中身について、1つ目は、料金・品質（速度）に関する同等性の課題でございます。具体的な内容は、考え方の欄、4ページをお願いいたします。（3）考え方でございます。

MVNOの伝送速度についてご指摘がありましたが、MVNOの伝送速度につきましては、MNOのネットワークに係る条件だけではなく、ネットワーク内外におけるさまざまな要因により変化するということを記載しております。その上で、MNOのネットワーク提供の条件に起因する要因については、公正な競争環境の整備、維持の見地から必要な検証を行い、対応していく必要があるということを書いておりまして、その中で重要な点として、ネットワークにおける帯域幅の確保の条件、それからMNOによるネットワークの管理の方法というものを掲げております。

1点目の帯域幅の確保に関する条件について、5ページをご覧くださいと存じますが、③に記載しておりますとおり、KDDIからは、この点につきまして、MVNOには卸電気通信役務を提供しており、届出のあった卸先事業者間で同一金額、それから接続約款と同じ条件で提供しているというご説明がありました。また、ソフトバンクについても同様のご説明をいただいたところです。

④ですが、データ伝送役務の提供に係る契約の帯域幅、それからその利用者につきまして、MVNO10社、こちらはUQを含むということですが、ご協力いただきまして検証を行っております。これにつきまして、UQがこれらのMVNOの中で最も速度が速い、契約の帯域幅が大きいということになっておりますが、ヒアリングの中で指摘があったほどの大きな格差ではなかったという結果となっております。

次の6ページをお願いいたします。この結果を踏まえまして、料金と費用の関係、それからミルク補給についての検証の必要性でございますが、⑧に記載しております。MNOにおいて、その費用に照らして低廉過ぎる料金設定が行われ、あるいはMNOのグループ内のMVNOに対して、他のMVNOにはない優遇が行われるときには、MNOのネットワークに依存する他のMVNOとの間で同等の競争が行われないおそれがあると記載しております。これを受けまして、⑩に、MNOグループのサービス提供について、サービスの提供条件やグループ内取引において不当な差別的取り扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか、MNO3グループについて検証を行うこととし、そのための会計の専門家を含む検討体制を設けることが必要であり、本検証は可能なところから早急に開始すべきであるということを記載しております。

それから、2点目のネットワーク管理における公平性の確保の点について、⑪に記載しております。トラヒックの扱いを不当に差別的に取り扱いますと、MNO、MVNOの伝送速度における競争条件について公正性を損なうことになりかねないとした上で、⑫の下線部ですが、MNOがトラヒックの取扱いにおいて不当な差別的取扱いを行わない旨を接続約款に規定することとし、そのための電気通信事業法施行規則の改正を行う必要があると記載しております。

その次の二種指定電気通信設備制度の適用の検討について、⑭の下線部でございます。MNOによるネットワーク提供について、透明性とMNOとMVNO間、MNOのネットワークの提供を受けるMVNO同士の公平性等を確保するため、接続協議における交渉上の優位性の考え方を明確にするとともに、総務省で、報告を受けている特定移動端末設備

のシェアを勘案することにより、第二種指定電気通信設備制度の適用を検討することが必要であると記載しております。⑮におきまして、その際、事業者間連携等の事業動向、市場動向や環境変化等を勘案して制度のあり方及び所要の措置について検討を行うことが必要であるとしております。

これらが第1章の1でございます。

次に第2ですが、接続料算定の適正性でございます。同じく考え方について、8ページをお願いいたします。

(3) 考え方の①でございますが、下線部、接続料算定の適正性の観点から、MNOの接続料算定において、BWAに係る原価及び需要について、適正に反映される方法によることとすることが必要であるとしております。これにつきまして、3月に総務省からMNOに要請を行っておりますが、これに従った運用が行われる必要があるという記載になっております。

②について、接続料の算定の根拠について透明性が確保されることが重要であって、29年9月の制度改正を踏まえた運用状況について検証を行い、必要に応じて見直しを行っていくことが重要であると記載しております。

③について、接続料の当年度精算、遡及をしておの精算でございますが、実施基準の明確化が重要であり、これに向けた検討を総務省において行うことが必要であると記載しております。

3点目、携帯電話の番号ポータビリティの円滑化の課題でございます。10ページ、(3)の考え方をご覧いただければと存じます。

①に記載しておりますとおり、MNPの手続において移転元事業者との対面や電話での接触機会が必須化されておりますと、移転元事業者がその手続を利用いたしまして強引に利用者の引き止めを行い、その結果、円滑なMNPの実現が阻害される可能性があるということを記載しております。その上で、②に、移転元事業者による引き止め機会のない事業者間移行を可能とすべきである、そのため、移転元事業者でのウェブによるMNP手続を可能とすることが有効と考えられるとまとめております。また、③におきまして、強引な引き止めについて実態把握を総務省で実施し、不適正なものがある場合には、その適正化を事業者に働きかけることが必要であるとしております。

引き続きまして4点目、帯域幅の柔軟な変更の可能性でございます。

11ページの(3) 考え方をご覧いただければと存じます。③について、時間帯に応じ

た柔軟な帯域幅変更の要望があるところ、MVNOからの要望がある場合にはその検討課題を抽出しその対応可能性について検討するよう総務省からMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要であるとまとめております。

5番目、音声卸料金の低廉化等でございますが、12ページの(3)をご覧くださいればと存じます。②として、音声卸提供の低廉化等の見直しについて、MVNOから要望がある場合にはその検討課題を抽出してその対応可能性について検討するよう総務省からMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要である、また③として、MNOとMVNOとの間の協議が調わないときは、電気通信事業法第39条の規定に基づく総務大臣による裁定等の紛争処理手続を利用することが可能であると記載しております。

次の項目、6番、SIMカード発注等のスケジュールでございます。(3)考え方、下線部でございますが、SIMカードの提供等に係る標準的な期間について、実態把握を総務省において実施することが必要であると記載しております。

7番、HLR/HSS、加入者の管理を行う機能でございますが、これとの連携機能の提供に係る網改造料についての課題でございます。13ページに移行いただきまして、(3)考え方の②、下線部に、今申し上げたHLR/HSSの連携機能の提供に際してMVNOが負担する金額の根拠や適正性について、MVNOへの十分な説明をMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行っていくことが必要であると記載しております。

8番目、MNOの迷惑メールフィルタ設定における同等性の課題でございます。14ページにお進みいただきまして、(3)考え方、下線部に、MVNOからのメールが受信拒否メールとして扱われないことを希望するMVNOに対して必要なセキュリティ確保に関する基準をMNOが提示するよう総務省からMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要であると記載しております。

9番、キャリアメールの転送サービスでございます。同じく(3)考え方、15ページ、下線部の後半をご覧くださいればと存じます。MNOにおいては、MVNOから要望がある場合には、その検討課題を抽出して、その対応可能性について検討するよう総務省から要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要であると記載しております。

10番目、テザリングの課題でございます。こちらについて、一部の事業者においてテザリングが実現できていないというご指摘がありましたが、(3)番の考え方にありますとおり、①、ソフトバンクにおかれましては、そちらの表に記載がなされておりますように、テザリングの実現が既に実施され、あるいは実施される見込みということになっておりま

す。②のKDDIにおかれましても、テザリングの実施時期をMVNOに提示していただく必要があります。総務省において、その内容をKDDIに要請する必要があるということに記載しております。

11番、緊急通報時のGPS情報の送信でございます。(3)考え方の下線部、MVNOの利用者が使用する端末の一部において緊急通報時にGPS情報の提供が不可となる事案について、要因の究明等必要な協力をを行うよう総務省からMNOに要請することが必要であると記載しております。

引き続きまして12番、緊急速報でございますが、17ページの(3)考え方、下線部に、緊急速報について、電気通信事業者協会が平成29年12月にAndroid端末の共通受信仕様を策定したところであり、その運用状況を注視していく必要があるとしております。

13番、5G等の新サービスの提供でございますが、(3)考え方に、MVNOからMNOに要望がある場合には円滑な協議がなされる必要があります。総務省においてその状況を注視する必要があると記載しております。

14番、店舗展開等のMNOと関連MVNOとの連携でございます。18ページにお進みいただきまして、(3)考え方ですが、関連MVNOと販売連携に係る契約を締結しているMNOからは、他のMVNOに対しても、販売連携について協議に応じるというご説明をいただいたところですが、協議状況を注視することが必要であるということを書いております。

15番、MNOからのiPhoneの提供でございます。(3)考え方ですが、下線部にありますとおり、関連MVNOでないMVNOが、MNOに端末の提供を求める協議の状況等について、実態把握を総務省で行うことが必要であるとしております。

16番、禁止行為の適用事業者の拡大についてご指摘がありましたが、19ページ(3)考え方、グループ内取引における適正性について、ネットワークの利用の同等性に関する検証を通じて検証することが適当と考えられるとしております。

17番、050IP電話からの緊急通報でございますが、(3)考え方にありますとおり、緊急通報に必要な位置情報の伝送が050IP電話では未実施の状況にあるとした上で、位置情報の伝送の実施方法、コスト等について、050IP電話を卸提供するMVNEとMVNOとの間の協議が行われる場合には、状況を注視することが必要であるとしております。

最後に18番、LINEの年齢認証の実施でございます。20ページ(3)考え方、年齢認証に関する機能提供が実現しない理由につきまして、まずは実態把握を総務省で実施することが必要ではないかとしております。

以上が第1章でございます。引き続き第2章、第3章についてご説明させていただきます。

第2章でございますが、21ページ冒頭にありますとおり、中古端末の国内流通が市場のニーズに応じて行われることは、端末やその購入先に関する利用者の選択肢を拡大させ、ひいては通信サービスの競争促進に資するものであるということを掲げています。

その上で、考え方でございますが、22ページ(3)考え方の欄をお願いいたします。中古端末のニーズがあるにも関わらず、その流通が人為的に阻害される要因があるのであれば、これを極力なくしていく必要があるとしました上で、2点掲げております。

第1としまして、下線部において、MNOによって端末の流通が不当に制限されないことを確保するため、下取り端末の流通・販売を行う者に対してMNOが当該下取り端末の国内市場での販売を制限することは、業務改善命令の対象となることを明確化するガイドラインを策定する必要があること。それから第2でございますが、MNOが中古端末のSIMロック解除に応じることを確保するため、SIMロック解除ガイドラインを改正することが必要であることを掲げております。また、中古端末の流通拡大、それから利用者の利便性確保の観点から、23ページにありますとおり、中古端末の取引市場の形成・発展に向けた関係者間の協力を後押しすること、あるいは中古端末や修理部品の格付について民間の共通指針の策定を後押しすることなどを行っていくことが必要であると記載しております。

次の24ページをお願いいたします。3本目の柱、第3章、利用者の自由なサービス・端末選択の促進でございます。

公正な競争を確保するためには、利用者がその利用実態に応じて自由にサービスや事業者を選択できることが必要であるとし、事業者変更のスイッチングコストを上昇させ、利用者による事業者の乗換えを制限する要因があるのであれば、その緩和、解消に向けた措置が講じられることが必要であるということを記載しております。

それを受けまして4つの項目を掲げております。1点目は、利用者契約における利用期間拘束についてでございます。具体的には26ページ、(3)の考え方にお進みいただければと存じます。こちらの①の下線部でございますが、利用期間拘束や、利用期間拘束の自

動更新、高額の違約金の設定は、利用者の意に沿わないスイッチングコストの上昇要因となるものであり、利用者が自由にサービス・事業者を選択できるよう、その緩和または解消に向けて、総務省において対応を行うことが必要であると記載しております。この対応の当面の措置としまして、次の下線部に、総務省から各MNOに対して、2年契約の満了時点又はそれまでに、違約金又は25か月目の通信料のいずれも支払わずに解約することができるよう措置を講ずることを求めることが必要と記載しております。

それから、27ページ③でございますが、実質的に利用者の通信サービス契約期間を長期に拘束する効果のある残債免除等施策については、MNOによる利用者への説明が徹底されるよう、消費者保護ガイドラインにおいて契約前説明の対象と明示することが必要であると記載しております。また、総務省において競争条件への影響についてモニターし、分析する必要があるとしております。

次に2番目、利用者による利用実態に合わせたサービス選択でございますが、28ページ、(3) 考え方をお願いいたします。

①において、利用者がその利用実態に応じたサービス選択をできるよう、総務省において、MNOに対して、次の措置を講ずることを要請することが必要であるとしております。具体的には、1点目、データ使用量と契約している料金プランに乖離が生じている利用者に対して、過去の利用実績等に基づき、利用金額が適正となる料金プランの例を案内すること。2点目、契約時以外での料金プランの見直しに関する相談の機会を充実化する等、利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策を実施することとしております。

次に3番目、モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針についてでございます。29ページの(3) 考え方をご覧いただければと存じます。

端末購入補助の適正化に向けまして、①として、次の取組が必要であるとしております。MNOから販売店に対して端末代金の販売価格やその値引き額を実質的に指示することは、業務改善命令の対象となることを明確化するガイドラインを策定すると記載しております。次に、30ページ、②でございます。同じく端末購入補助の適正化に向けまして、公正取引委員会との連携を行っていくことが適当と考えられるとし、総務省が販売店による独占禁止法抵触の可能性がある事案を認知した場合に公正取引委員会に情報提供を行うことについて検討するということが掲げております。また、④において、行き過ぎた端末購入補助を行っているMVNOがあるとわかったものについては、ガイドラインの扱いに準じて、

その是正を要請すべきであると記載しております。

最後に、4番、広告表示の適正性の確保等でございます。31ページ(3)の考え方をご覧いただければと存じますが、下線部にありますとおり、総務省において苦情相談の状況等を検証し、利用者自らの適切なサービス選択に関し、利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれのある表示等の不適切な表示が認められた場合には、その是正を求める等、必要な対応をとることが適当であるということを記載しております。

以上、長くなりましたが、報告書(案)について、説明させていただきました。

【新美座長】 ご説明ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと存じます。ただいまのご説明につきまして、ご意見やご質問がありましたら、ご発言をよろしく申し上げます。どうぞご自由にご発言ください。

相田構成員、よろしく申し上げます。

【相田座長代理】 見逃していましたが、26ページの下から3行目のところ「違約金又は25か月目の通信料金のいずれも支払わずに」と記載があり、英語で言うならnorだと思いますが、ここは「又は」というのが普通でしょうか。「及び」という方が普通な気がします。どちらも払わなくてよいようにという意味ですよ。

【新美座長】 これは用語の問題ですが、事務局で答えていただけますか。

【大塚料金サービス課企画官】 ご指摘ありがとうございます。趣旨としましては、相田構成員から指摘いただいたとおり、双方とも払わずにという趣旨ですので、それを踏まえて書き方を調整させていただきたいと存じます。

【新美座長】 よろしいでしょうか。

それでは、他にご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。

では、大谷構成員、よろしく申し上げます。

【大谷構成員】 ありがとうございます。私も事前にお送りいただいて、目を通したつもりでしたが、幾つか確認したいところがありまして、教えてください。

まず1ページの「はじめに」というところについて、些少で恐縮ですが、(1)から(3)まで3つの柱と述べられているところ、ちょうど第1章から第3章の見出しに合わせていると思いますので、合わせていただく方がよろしいのではないかと考えております。(3)のところ「利用者の自由なサービス選択」となっておりますが、端末の選択についても言及されているところですので、触れていただければと思います。

それから、次は質問ですが、13ページ、これは事実関係の確認ということですが、8番

のMNOの迷惑メールフィルタ設定についての現状のところですが、「UQの利用者からのメールのみを受信するような設定がなされている」というのはMNO各社共通の状況なのかということです。たまたまこの会合の席上でご質問したときは、KDD IやUQからご説明があったところですので、現状として正確な記述になっていれば特に問題はないかと思えます。

それからもう一つ、これも事実関係についての確認ですが、15ページのテザリングの利用の現状のところ。「テザリングが利用できない場合がある」という書き方をしていると思いますが、(3)の①のところ「UQを除くMVNOにおいてテザリングができない状態が続くことは」ということで、UQの場合にはテザリングが利用できる状態にあるというようなことでしたら、現状のところでも言葉を補っていただく必要があるかと思ひまして、事実関係を確認させていただく次第です。

それから、細かいことばかりで恐縮ですが、29ページのところです。3の(1)の現状のところ書かれているのが、考え方というより問題意識でして、現状に対する分析が、ここの部分については載っていないのではないかと感じております。もちろん内容としては、運用状況の点検は必要だという認識ですので、さらっと読ませていただきましたが、報告書の全体のつくり方として、現状の問題点等があればここで触れていただいているということです。幾つか発見事項などがありましたら触れておくことが必要ではないかと思ひました。

今まで4点ほど申し上げました。これはどうしても申し上げておかなければいけないことでもないと思ひますが、6ページのところでミルク補給という言葉が、説明もつけ加えられた上でありまして、非常にイメージしやすい言葉ですが、個人的にあまり品のよい言葉ではないと思ひております。確かに親子間の、グループの中で親会社の子会社等に何らかの金銭的な補助を行う場合に使われる言葉であり、かぎ括弧がついているのでよいと思うところはあると思いますが、実際に念頭に置かれているKDD IとUQの資本関係を想定しても、この言葉を使うのが適切なケースかどうかというのは、他の構成員のご意見なども聞いて検討していただければと思ひます。これの方がわかりやすいのではないかといいことであれば、強くこだわるものではありません。これは意見です。

以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。では、まず質問に関連して、事務局からお答えいただけますでしょうか。

【大塚料金サービス課企画官】 ありがとうございます。ご指摘をいただきました点のうち、2点目、3点目が事実関係に関するものと認識しておりまして、まず13ページから14ページにかけましての8ポツ、迷惑メールフィルタの設定でございますが、私どもとしましては、UQのみがMNOと同様に、このフィルタを設定した場合にもフィルタにかからずに通過するという状況は、KDDIのみならず、他の2社のMNOでも同じと認識しております。再確認の上、必要があれば、この報告書に反映させていただきます。

もう1点、15ページのテザリングについてでございますが、こちらについては考え方に書かれておりますとおり、UQの端末についてはKDDIのネットワークにおいてテザリングが可能となっておりますが、それ以外のMVNOの端末についてはテザリングができない状態と認識しております。この点につきまして、事実関係が明確になるよう、報告書に反映させていただきます。

【新美座長】 よろしいでしょうか。

では、先ほどの表現の問題ですね。ミルク補給という表現については、よいアイデアがあれば事務局に寄せていただくということで。これは適切かどうかという疑問が出されましたので、少し検討し直してみるということで、他に適切な表現があれば、ぜひ変えていきたいと。大谷構成員が仰るように、少々俗に過ぎる表現ということもありますので、少し検討させていただきたいと思います。これは後ほどまた、アイデアがあれば寄せていただきたいと思います。

他に。北構成員、いかがでしょうか。

【北構成員】 私が確かミルク補給という言葉を使った当本人ではないかと思いましたが。わかりやすくよいのではないかと思いましたが。

前回の会合でも、その後の事務局との打ち合わせでも、かなり細かいことを発言、コメントさせていただきましたが、しっかり反映していただいたということで、更なる意見はありませんが、2か所だけ、コメントさせていただきたいと思います。

1つは、27ページの残債免除です。最後に「対応を強化すべきである」ということになっていますが、もう少し踏み込んで書けないかということをお願いしてきました。実際、まだ苦情相談があるわけではないということもありますので、今後起こってくるのが懸念されるという意味では、ここに書かれているように、しっかりとモニターしていただきたいと思います。また、この残債免除に限らず、いわゆる2年縛りも含めて、縛り系、スイッチングコストを上昇させるような販売の仕方、あるいは販売プランについて、どこま

でがよくて、どこからがよろしくないのかということについて、今後更なる議論が必要かと。今後また色々なものが出てくる可能性があります。特に、回線が2年縛りである上に、端末も4年縛りということで、25か月目に残債免除を申し出てまた4年縛りになるならまだよいですが、26か月、27か月目に申し出て残債免除すると、2年縛りの違約金なしで解約できる時期とずれていきます。そうすると、いつ解約しても残債か違約金がかかるといことになります。そこに今度は光があったり、電気があったり、どんどん色々なサービスが付帯されていって、それぞれの期間がずれているため、ますます抜けづらくなります。

以前、2年縛りタスクフォースのときも、そのような問題意識で若干議論はしました。後から参入する事業者にとって、お客様が完全に縛られている状況を覆すのは非常に厳しいですので、このような問題についてはもう一度、また他の場ででもぜひ議論していただきたいということを申し上げておきます。

それからもう一つ、30ページです。端末販売の適正化という点で、今回、かなりぎりぎりの線まで記述できたという点は評価したいと思いますが、公正取引委員会との連携というのは結構難しいと想像されます。とはいえ、連携の仕方というのも色々あって、何をもちって連携と呼ぶかということもあります。総務省は総務省の役割、公正取引委員会は公正取引委員会の役割をしっかりと果たし、合わせて販売を適正化していくということも連携だと思います。総務省が電気通信事業法で規律できるのはキャリアであります。注9に追記していただきましたが、販売代理店が端末代金を著しく下回る価格で販売する場合は独禁法上問題になる。公正取引委員会には販売店を律していただく。それぞれの役割を果たしていただきたいと思います。

総務省の役割として③が今回加わりました。これまでもガイドラインに穴があればそれを塞いでいくということをやってまいりましたが、今後も柔軟に見直していくということを追記いただきました。諦めずにしっかりやっていただきたいと思います。

また、そもそもなぜ端末の過度な安売りをとめようとしているのか、ということですが、ユーザー間の不公平性の是正や、体力のないMVNO、あるいは新規参入のMNOが、公正にユーザーをとり合う競争ができるようにするためです。単に、キャリアは端末補助金を減らす、販売店も安売りをしないというと、端末の値段が上がっただけではないかと世の中から思われてしまいます。通信事業者が、その縮減された補助金をしっかりユーザーに還元しているかどうかをウォッチすることが、総務省の重要な仕事ではないかと思いま

す。これがないと、私も含めて、余計なことをするな、ということになるわけです。

サイレントマジョリティーと申しましょうか、同じ端末を長く使っている人たちは、自分たちの通信料金から少しずつ、端末を頻繁に買いかえる人に対して補助しているということがなかなか意識されない。一般消費者には気がつかないところで取られているので、このようなことこそ、消費者団体等が消費者の声としてしっかりと取り上げていただきたいなと思うわけであります。

最後に、ここでいう話ではないとは思いますが、公正取引委員会は、昨年8月、この注9にあるような報告書を出されたわけです。今回、総務省が販売店による独占禁止法抵触の可能性のある事案を認知したら公取委に情報提供を行う、とありますが、一体どのような場合に総務省が独禁法抵触として認知するのか、その基準がなければ、情報提供を行うことができません。8月の報告書の中には「販売代理店の端末の提供に要する費用には、当該端末の仕入れ価格のほか、当該端末の提供に関しMNOから販売代理店に支払われる金銭等が考慮される」という注が入っておりまして、こういったことも含めて公正取引委員会がしっかりと、何らかの基準を定義していただければ、総務省も動けるのではないかと思います。

以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。ユーザー間の不公平というのについてのご意見、非常に大事だと思いますので、ぜひともそのあたりは今後も議論し続けていく必要があるかと思えます。

他に、ご意見ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

今、北構成員のご意見も伺っていて、同じことを1つ考えていました。残債免除のことですが、キャッシュバックが引き抜きのためのツールとして使われており、残債免除が引き止めのためのツールとして使われていると。これは経済的な機能としては一緒ですので、やはり残債免除についても、まだ問題は出ていないにしても十分慎重にウォッチしていかなければいけないという気がいたします。やはりユーザー間の不公平をもたらすというのは、ゆゆしき問題になってくると思いますので、十分注意していくことが必要だろうと思えます。

他にご意見ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

事前に読ませていただいて、皆様それぞれコメントしていただき、それをさらに取り入れていただいたということですので、事務局の提出いただいた報告書（案）を基に、今さ

らにいただいたご意見を踏まえまして、最終的に本検討会の報告書にしたいと考えておりますが、その内容につきましては、今いただいた意見を適切に反映するということを前提に、座長である私にお任せいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【新美座長】 ありがとうございます。それでは最後に、坂井副大臣、小林政務官からお言葉をいただきたいと思いますので、カメラ撮りの方はご入室、よろしく願いいたします。しばらく時間を頂戴いたします。

よろしいでしょうか。

それでは、まず小林政務官から、よろしく願いいたします。

【小林総務大臣政務官】 新美座長をはじめ構成員の皆様には、昨年12月の第1回会合から6回にわたって大変ご協力をいただき、本当にありがとうございます。すばらしいご提言をいただいたと思っています。最後のネーミングの話まで和やかに、一体感のあるチームでやれたのは皆様のおかげと思っていますし、それをいただいた我々ですから、しっかり成果を出していき、応えていきたいと思っています。

色々こだわった面があると思っていまして、1点目は、この提言を読んでいただければ全部わかるように、課題提起から考え方まで入っているということでもあります。今日は多くのメディアの皆様に入らせていただいていると思いますので、ぜひこれを読んでいただいて、正しくお伝えいただけたらありがたいということが、一番かと思っています。

2点目は、かなり小さなものから大きなものまで、色々と並んでいるということです。私はこれが重要だと思っていまして、この会議を立ち上げるに当たっては、全ての問題を俎上に上げることとしました。そして、事実関係があるものからないものまで、一旦全部上げていただいて、我々でファクトチェックをして、そして整理をしよう。そして整理できたものが今回並んだと思っています。今までどちらかというと、言ったつもり、やったつもりで終わっていたものを、今度はきちっと詰めて、小さなことから大きなことまで全部やり切るということをお願いいたします。今まではきちっと詰めて、小さなことから大きなことまで全部やり切るということをお願いいたします。今まではきちっと詰めて、小さなことから大きなことまで全部やり切るということをお願いいたします。今まではきちっと詰めて、小さなことから大きなことまで全部やり切るということをお願いいたします。

ありがとうございました。

【新美座長】 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、坂井副大臣、よろしく願いいたします。

【坂井総務副大臣】 新美座長をはじめ、構成員の皆様方におかれましては、精力的なご議論を賜り、感謝申し上げます。ネットワークの提供条件の同等性の確保、また中古端末の国内流通の促進、そして利用者の自由なサービス選択の促進の3つの柱を掲げ、モバイル市場の公正競争を更に促進するために何をやるべきか、どういう検討をするべきか、ということにつきまして、具体的な方向性をお示しいただきました。総務省としましては、いただいた方向性に沿って、公正競争の一層の促進と利用者利益の向上に向けて取り組むとともに、適時適切にフォローアップを行ってまいりたいと思っています。

先ほど政務官からもありましたとおり、引き続きこの状況をウォッチしながら、フォローアップをしていかなければいけない、と考えますので、構成員の皆様方には感謝を申し上げますとともに、今後のご協力とご尽力もお願い申し上げます、結びのご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

【新美座長】 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会第6回会合を終了させていただきます。熱心なご議論、どうもありがとうございました。

以上